

資料4

生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値案と
水域 PEC・予測ばく露量との関係及び基準値設定後の対応について

1. 基準値案と水域 PEC・予測ばく露量の関係

評価対象農薬に係る、生活環境動植物の被害防止に係る登録基準値案と水域環境中予測濃度（水域 PEC）・予測ばく露量との関係は、次のとおり。（詳細は、資料3参照。）

（A）水域基準値案と水域 PEC の関係

（再評価対象剤）

（単位：μg/L）

農薬名	基準値 (案)	水田 PEC			非水田 PEC	
		Tier1	Tier2	Tier3	Tier1	Tier2
1, 3-ジクロロ プロペン（D-D）	16 (56)	対象外※			0.15 (同上)	

括弧内は前回審議での値

※使用方法から水田使用には該当しないため

（B）鳥類基準値案と鳥類予測ばく露量の関係

（再評価対象剤）

農薬名	基準値 (案) (mg/kg 体重)	鳥類予測ばく露量 (mg/kg 体重/日)				
		水稻単一食	果実単一食	種子単一食	昆虫単一食	田面水
1, 3-ジクロロ プロペン（D-D）	設定不要※	対象外※				

※ばく露するおそれがないと考えられるため

（C）野生ハナバチ類基準値案と野生ハナバチ類予測ばく露量の関係

（再評価対象剤）

農薬名	毒性試験	基準値 (案)	野生ハナバチ類 予測ばく露量	単位
1, 3-ジクロロ プロペン（D-D）	成虫単回接触毒性	設定不要※	対象外※	μg/bee
	成虫単回経口毒性			μg/bee
	成虫反復経口毒性			μg/bee/day
	幼虫経口毒性			μg/bee

※ばく露するおそれがないと考えられるため

2. 今後の対応

（1）再評価対象剤

1, 3-ジクロロプロペンについては、水域基準値の改正後も水域 PEC が水域基準値の 10 分の 1 以下になることが確認できるため、引き続き農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬としない。

参考：モニタリングの状況

1, 3-ジクロロプロペン（D-D）については、平成 27～令和 3 年度に行われた水道統計によれば、原水の水質調査が行われた 22,817 地点中、1 地点で検出されたが、検出された最高濃度は $0.1 \mu\text{g/L}$ であり、水域基準値（ $16 \mu\text{g/L}$ ）を上回っている地点はなかった。また、平成 14 年度～令和 3 年度に行われた公共用水域水質測定によれば~~が行われたが~~、検出された最高濃度は $2.5 \mu\text{g/L}$ （令和元年度）であり、水域基準値（ $16 \mu\text{g/L}$ ）を上回っている地点はなかった¹。これまでに実施された農薬残留対策総合調査等の水質モニタリング調査及び化学物質環境実態調査におけるデータは確認できなかった。

¹ 水域基準値の 10 分の 1 を上回る地点は 3 地点（ $2.1 \mu\text{g/L}$ （平成 14 年度）、 $2.4 \mu\text{g/L}$ （平成 15 年度）、 $2.5 \mu\text{g/L}$ （令和元年度））